別表第１（第３条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 補助事業者 | 以下のいずれかの医療機関（医療法（昭和23年法律第205号）に基づく県内の病院又は診療所をいう。）①　新たに在宅医療（往診・訪問診療）に取り組むことを計画している医療機関②　既に在宅医療（往診・訪問診療）を実施しており、今後診療内容の拡充、　対応患者数の増加等の取組の拡充を計画している医療機関 |
| 補助率 | ２分の１以内 |
| 補助基準額 | 300万円（補助上限額：300万円×1/2＝150万円） |
| 補助対象経費 | 上記医療機関における以下の対象機器の整備費用 |
| 対象機器 | ①　Ｘ線撮影装置（往診・訪問診療用に限る。）②　超音波診断装置（バッテリー駆動可能な製品に限る。）③　解析付心電計④　ポータブル内視鏡⑤　簡易睡眠時無呼吸検査装置⑥　血液・尿検査装置（往診・訪問診療用に限る。）⑦　肺機能検査装置（持運び可能な製品に限る。）⑧　パルスオキシメーター⑨　ネブライザー・吸引器⑩　輸液ポンプ・シリンジポンプ⑪　自動体外式除細動器（AED)⑫　膀胱用超音波画像診断装置⑬　小型卓上高圧蒸気滅菌器⑭　血圧計（持運び可能な製品もしくは卓上型) ⑮　眼底･眼圧計（持運び可能なハンディタイプに限る。）⑯　生体情報モニタ（ベッドサイドモニタータイプに限る。）⑰　経腸栄養用輸液ポンプ⑱　在宅身体機能関連機器　※　原則として、据置型、消耗品を除く。 |